

風俗営業の変更届出に関する郵送届出

茨城県内では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）で規程されている下記届出について郵送届出が可能。

参考事例（構造設備の軽微な変更）

- ・営業所の小規模の修繕又は模様替
- ・食器棚その他の家具（作り付けのものを除く。）の設置
- ・飲食物の自動販売機その他これに類する設備の設置又は入替
- ・照明設備、音響設備又は防音設備の変更
- ・遊技設備（ぱちんこ屋及び風営適正化法施行令第8条に規定する営業に係る遊技機を除く。）の増設又は交換

参考事例（遊技機の軽微な変更）

- ・遊技機の受け皿
- ・遊技機の全面のガラス板等（遊技機の遊技盤又は回胴の前面に設けられた全てのガラス板等をいう。）
- ・遊技機の鍵
- ・遊技機の配線、主基板等の部品が不正なものと交換されること等を防止するために、当該部品を束ね、又は固定する透明色の絶縁材料又は透明色の硬化剤等の設置又は交換

準備書類

- ・変更届出書（風営適正化法施行規則 別記様式第11号）

構造設備の軽微な変更添付書類

- ・営業所の平面図
- ・写真
- ・その他必要な書類

遊技機の軽微な変更添付書類

- ・部品に関する書類
- ・写真
- ・その他必要な書類

郵送

郵送

郵送方法

普通郵便、簡易書留、レターパック等

宛先

営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

郵送料金

届出者負担

警察署（営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課）へ郵便物の到着

届出書の記載事項及び添付書類の適否の調査

不備あり

不備なし

書類不備に対する措置

【軽微な補正】

- ・電話により聴取し、届出書には補正内容を朱書きする。
- ・電話補正報告書を作成し記録化する。

（例）誤字・脱字等

【書類不備等に対する措置】

- ・大幅な補正が必要な場合 生総課へ問い合わせた後、対応する。
- ・添付書類の不備 架電して必要な添付書類を教示の上、不足書類の郵送又は来署による書類の受領

【許可等事務管理システムへの登録】

- 修正登録
- ・郵送による届出である旨の簡記
 - ・不備理由の簡記

不備なし

- ・許可等事務管理システムへの届出受理登録

- ・申請等受付票兼受領備考欄に「郵送受理」と記載 来署者確認欄は空欄

届出書の受理